

条 項 号	原案	条 項 号	修正案	解説
1	この法律は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。	1	この法律は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障(国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。)に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。	「安全保障」の内容を絞ったということ。「外部からの侵略等」ということで、国内の勢力への適用を避けるという配慮をしたということか。法技術的に仕方が無い側面はあるが「等」と入ると何とでもなったりするが・・・
3	1	3	1	追加された部分は、内閣総理大臣が 特定秘密を指定できない行政機関の長 を決めることができるということ。維新が特定秘密を指定できる機関を絞れと主張していたことに対する自民党の回答。だが、実際に指摘できない機関を指定するとも思えないので、維新の顔を立てただけにすぎない。
	行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第四号及び第五号の政令で定める機関(合議制の機関を除く。))にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第十一条第一号を除き、以下同じ。)は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないものうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を特定秘密として指定するものとする。	3	1	行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第四号及び第五号の政令で定める機関(合議制の機関を除く。))にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第十一条第一号を除き、以下同じ。)は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないものうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を特定秘密として指定するものとする。 ただし、内閣総理大臣が第十八条第二項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。
4	3	3	3	原則30年としたのは良いんだが・・・上限を60年って・・・せつかく30年にしたのであれば、「次の各号は60年まで」とかにしろと。 これでは実質的に60年まで伸ばすのはOKとしか取られない。 また、60年を超えられる情報についても、2とか4とかは相当広いし、7が政令委任になっているのでそこに色々書き込まれると際限なく広がる。これはブログにも書いたのだが、そもそも「各行政機関で抱え込む」のがおかしい。国立公文書館へ移管した上で厳重に管理し、公開しても良い期日になったら公開する仕組みにしないとおかしい。60年とか経過してしまえば、書類の管理もずさんになるし、作成者がすでに故人となっている可能性が高く、何が重要か判断できない状態にもなる。
	行政機関(会計検査院を除く。)の長は、前項の規定により指定の有効期間を延長しようとする場合において、当該延長後の指定の有効期間が通じて三十年を超えることとなるときは、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立つても、なお当該指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得なければならない。この場合において、当該行政機関の長は、当該指定に係る特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講じた上で、内閣に当該特定秘密を提供することができる。	4	1	指定の有効期間は、通じて三十年を超えることができない。
		4	1	前項の規定にかかわらず、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立つても、なお指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得た場合(行政機関が会計検査院であるときを除く。)は、 行政機関の長は、当該指定の有効期間を、通じて三十年を超えて延長することができる。ただし、次の各号に掲げる事項に関する情報を除き、指定の有効期間は、通じて六十年を超えることができない。
		4	2	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。別表第一号において同じ。)
		4	3	現に行われている外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報
		4	4	情報収集活動の手法又は能力
		4	5	人的情報源に関する情報
		4	6	暗号
		4	7	外国の政府又は国際機関から六十年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報
		4	7	前各号に掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報

		4条3項の最後の1文を持ってきている→	5	行政機関の長は、前項の内閣の承認を得ようとする場合においては、当該指定に係る特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講じた上で、内閣に当該特定秘密を提示することができる。	これは追加部分ではない。
			6	行政機関の長は、第四項の内閣の承認が得られなかったときは、公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第八条第一項の規定にかかわらず、当該指定に係る情報が記録された行政文書ファイル等(同法第五条第五項に規定する行政文書ファイル等をいう。)の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等(同法第二条第三項に規定する国立公文書館等をいう。)に移管しなければならない。	延長が不可だった場合、「国立公文書館等」に移管しなければならない(廃棄不可)ということ。 これ自体はいいんだけど、「延長申請してできなかったとき」だけに読めるんだが。延長申請せずに解除したのものにも適用されるのか？(つまり特定秘密指定文書は全て強制移管となるのか。) ただ、特定秘密が解除される前の監視が機能していなければ、本当に全て移管されたなんてわからないんですがね。
		4 略	7	略	
10		第四条第三項後段及び第六条から前条までに規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供することができる。	10	第四条第五項、第六条から前条まで及び第十八条第四項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。	国会などへの「特定秘密」の提供について、「できる」ではなく「ものとする」ということで、 原則提供 を明確にした。これは良くなったのではないか。
	1	特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合(次号から第四号までに掲げる場合を除く。)であって、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして 政令で定める措置を講じ 、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき。	1	特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合(次号から第四号までに掲げる場合を除く。)であって、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、 イに掲げる業務にあっては附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあっては政令で定める措置を講じ 、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき。	「イ」は国会への特定秘密の提供の条文。国会が国権の最高機関であることなどを尊重しろという附則第十条が加わり、提供に関する仕組みは国会側が整備をするということにした。 これで国会へは「特定秘密」を原則提供するということになったので、良い方向に改正されたとは思ふ。ただし、「安全保障に著しい支障」の時には断れるという部分が残り、まだ不十分ではないか。 この部分については民主党の国会法改正案(議長がインカメラ審理を行って最終判断する)を取り入れるべきだと思う。
18	2	政府は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴かなければならない。	18	内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。	特定秘密の基準は「有識者」の意見を聞いて、閣議決定せよということ。たぶん最初から閣議決定はするつもりだっただろうから、実質的には変化がない。 ただ、「有識者」の会議が結局法的にきちんと権限が定められていないので、いかようにも骨抜きにできるままなのは変化なし。
			3	内閣総理大臣は、毎年、第一項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。	特定秘密の基準に沿っているかや適正検査については、有識者会議に報告して意見を聴くということ。 聴くのはいいんだけど、そこまで仕組みを作るのであれば、せめて「特定秘密審査有識者会議」でもいいからきちんと 法定組織 を作れよと言いたい。

					<p>内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、第一項の基準に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施が当該基準に従って行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長(会計検査院を除く。)に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施について改善すべき旨の指示をすることができる。</p>	<p>内閣総理大臣が各機関の特定秘密の指定や解除に対して調査や改善の指示を出すことができるということ。みんなの党が強く主張していた「内閣総理大臣が特定秘密を管理できるしくみ」がこれにあたる。 頑張って好意的に見ようとする、内閣総理大臣が総合的に特定秘密をコントロールすることは、各機関任せにしなければよりは遙かにマシ。ただ、明らかに仕組みが不十分。例えば、実地調査をできる権限がないし、「指示」に対して「回答義務」がない、この部分に「有識者」に意見を聴くことになっていない、など。なので、まともに機能するとも思えない。 結局、「どうやって監視するか」という仕組みをきちんと考えずに付け焼き刃で対応しているから、なんだかよくわからない仕組みになっている。機能する監視機関をどうやって作るかという発想がおざなりだから、おかしい制度になるのだ。</p>
		(条文新設のため、以下1条ずつずれる)	19	<p>(国会への報告等) 政府は、毎年、前条第三項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。</p>	<p>国会への特定秘密指定などの状況について毎年報告して公表する義務。 問題なのは、この報告書に異議があるときに、国会に調査をする権限が何も無いということ。せめて、各行政機関の長に資料提出や説明を求める権限ぐらい付けないと機能しない。 また、「何を報告させるのか」が重要か。ただ、公文書管理制度でも実質は件数を報告するに近いので、件数などが報告されるぐらいなんだろうなあ。</p>	
23	1	人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千円以下の罰金に処する。	24	1	<p>外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千円以下の罰金に処する。</p>	<p>特定秘密を不正に入手した場合の罪について、内容を限定する言葉を加えたということ。 これ自体は悪くないが、別にこれで報道の自由などへの制限がなくなったわけでもない。</p>
附	1	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附	1	<p>この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十八条第一項及び第二項(変更に係る部分を除く。)並びに附則第九条及び第十条の規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>特定秘密の基準作成など、法の施行に必要な条文を先行施行させるとのこと。</p>

		(条文新設のため、以下1条ずつずれる)	附 3	<p>(施行後五年を経過した日の翌日以後の行政機関) この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して五年を経過した日の翌日以後における第二条の規定の適用については、同条中「掲げる機関」とあるのは、「掲げる機関(この法律の施行の日以後同日から起算して五年を経過する日までの間、次条第一項の規定により指定された特定秘密(附則第五条の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる場合における防衛秘密を含む。以下この条において単に「特定秘密」という。)を保有したことがない機関として政令で定めるもの(その請求に基づき、内閣総理大臣が第十八条第二項に規定する者の意見を聴いて、同日後特定秘密を保有する必要が新たに生じた機関として政令で定めるものを除く。))とする。</p>	<p>特定秘密を施行後5年間1つも指定しなかった機関は、特定秘密を指定できない機関にすること。3条1項の改正を参照。 なんというか「だからどうした」という部分。指定できる機関を絞るということ自体が、正直どうでもいい話。「特定秘密」の情報自体を絞るという話ならまだしも、もともと特定秘密に関係が無い機関が指定できなくなるだけなので大勢に影響は全くない。</p>	
			附 9	<p>(指定及び解除の適正の確保) 政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監査することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>特定秘密の指定解除を検証・観察する機関を作る検討をするということ。 もちろんこれは必要な措置であるが、問題は「きちんと機能する機関をどうやって作るか」である。そもそも論として、こういった機関を法案に組み込んでから提示するべきもの。あとから作るというのでは、おざなりなものを作られる可能性が濃厚になる。</p>	
			附 10	<p>(国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方) 国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>国会への特定秘密の提供は、国権の最高機関であることなどを踏まえて判断しろというのが前段(原則提示)、後段は国会が特定秘密を見る際に開かれる秘密会を行う手順などを、国会側が決めるということ。 コメントは10条の解説参照のこと。</p>	
別表	1	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。子及びりにおいて同じ。)の種類又は数量	別表	1	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量	<p>「含む」をわざわざ書く必要が無いという技術的な判断か? 「その他の重要な情報」が曖昧だからと、みんなの党などが変えさせた部分。 変えること自体は悪いことではないが、別に変えたところで拡大解釈はいくらでも可能なので、効果は限定されるだろう。</p>
	2	安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報(第一号口、第三号口又は第四号口に掲げるものを除く。)		2	安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報(第一号口、第三号口又は第四号口に掲げるものを除く。)	
	3	特定有害活動の防止に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報その他の重要な情報		3	特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報	
	4	テロリズムの防止に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報その他の重要な情報		4	テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報	

注記:この解説は瀬畑源が作成したもの。法学者ではなく歴史研究者(公文書管理制度にはそこそこ詳しい)。解釈には独自見解が入っているので注意。法技術的な改正(条文が加わったことで、参照条文がずれた場合など)のみの条文は外した。

詳細はブログ「源清流清」参照のこと。http://h-sebata.blog.so-net.ne.jp/